

平成28年9月27日

米沢市長 中川 勝 様

米沢市下水道事業運営審議会

会長 加藤 英 樹



下水道使用料の改定について（答申）

平成28年5月27日付け、下水第81号で諮問のありました「下水道使用料の改定（改定率13%）」について、当審議会の意見は、下記のとおりです。

#### 記

下水道は、快適でうるおいのある生活環境の改善及び公共用水域の水質保全等、都市機能の整備にとって欠かすことのできない根幹的な都市施設である。特に、本市は最上川の最上流部に位置し、河川の水質を保全していく責務がある。

一方、下水道事業は、施設の整備や維持管理に多額の費用を要し、その経費のうち公費で負担すべき以外のもの、いわゆる私費で負担する終末処理場や管渠の「維持管理費」及び終末処理場や管渠の施設整備に伴う「借入金の元利償還金（資本費）」に要する経費については、下水道使用料で全額賄うのが原則となっている。

しかしながら、下水道事業は、施設や設備が完成して初めて使用できると

いう先行投資的な事業であり、全ての経費を下水道利用者に負担を求めるのは難しいため、一般会計からの繰入によって事業運営において不足する費用を毎年補ってきている。平成26年度における繰入額は10億9,700万円であるが、このうち下水道事業への普通交付税算入額として8億5,200万円となっているものの、差額が2億4,500万円となっており、一般会計と下水道事業特別会計における経費負担の適正化を図るため、繰入額の削減が課題となっている。

また、今後の人口減少による下水道使用料収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う改築更新費用の増大等、厳しさを増す経営環境を踏まえ、さらには平成31年度から企業会計に移行することを見据え、今以上、独立採算性を考慮する必要がある。

このような実情を踏まえ、当審議会では種々慎重に審議を重ね、下水道事業の健全経営や受益と負担の公平性を図るうえで下水道使用料の改定はやむを得ないと判断し次のとおり意見を集約した。

- (1) 市民生活に直結する公共料金であることや県内各市の使用料金などを考慮しても、諮問のとおり、平成29年4月から一律13%の値上げの改定はやむを得ない。
- (2) 下水道事業の健全経営にあたっては、単に料金値上げによる収入の増加策に留まらず、支出の削減策を常に意識し、今後一層の経営努力が必要である。また、事業の推進には市民理解が必要であり、今後は中長期的な下水道ビジョンや経営計画を早期に策定し、行政と市民が一体となって進めるよう努めなければならない。

以上